

開催期日 令和4年7月15日

開催場所 中島村役場2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和4年7月15日 午後1時30分
閉 会 令和4年7月15日 午後2時33分
場 所 中島村役場2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第3号 処分について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出に対
する意見の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第6号

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者10名・欠席者2名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和4年第7回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

どうも皆さん改めましてこんにちは。第7回の中島村農業委員会総会のご案内申し上げたところ、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

今日も曇りで雨模様ですね。7月に入りまして晴れた日が非常に少ないように見受けられます。今年は入梅が早まったということで、だいぶ皆さん苦慮していたのではないかとご推察を申し上げます。また、話は変わりますが、オミクロン株の新型ですか。B A.5ということで、県内はもとより国内でだいぶ増えているようで、心配されているようでございます。またこの間ですね、大変痛ましい事件がおきまして、元総理大臣の安倍さんが狙撃されて亡くなってしまったということで、非常に残念なことがありました。なんだか世の中がおかしな方向になっているように見受けられます。それから農産物関係ですね、順調に推移しているのかなと思われませんが、各分野におかれまして、どうぞ慎重に進めていただきたいと思います。

さて、本日の議事でございますが、議案6件でございます。どうぞ慎重審議よろしくお願い申し上げまして、大変措辞ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。ご苦労様でございます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、5番水野谷一男農業委員、2番宮本直人農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第11号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第1号受付番号第11号につきまして、円谷会長さんと2人で7月9日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第1号受付番号第11号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても7月9日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は農家であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第2号受付番号第2号につきまして、7月12日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても7月12日に水野谷委員と確認しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第2号受付番号第2号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても7月12日に確認しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、審議の前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、4番鈴

木一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

事 務 局

本日欠席されている芳賀敏行推進委員より報告書をいただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第3号受付番号第3号につきまして、7月8日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても同日に確認しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第3号受付番号第3号につきまして、只今事務局より報告がありました内容については間違いございません。また、現地についても7月8日に芳賀推進委員と確認しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4番鈴木一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、4番鈴木一男農業委員に対し、議案第3号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可処分の取消願出に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地法第5条の規定による許可処分の取消願出に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第4号受付番号第3号につきまして、円谷会長さんと2人で、7月8日に願出人・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに確認したところ、願出の内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても同日に確認しましたが未着工であり、畑の状態でありました。願出の理由のとおり賃借契約を解除することになったということで、取消の願出はやむを得ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第4号受付番号第3号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても7月8日に確認しましたが未着工であり、畑の状態でありました。願出の理由のとおり賃借契約を解除することになったということで、取消の願出はやむを得ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

———— 全員異議なしの声あり ————

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農地法第5条の規定による許可処分の取消願出に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第25号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第5号受付番号第25号につきまして、7月12日に、貸し手・●●●●●さん、借り手・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のおとり間違いございませんでした。また現地についても7月12日に水野谷委員と確認いたしましたが無問題で、また、借り手は農家であり、耕作についても問題はないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第5号受付番号第25号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても7月12日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題はないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

議 長

1つ確認ですが大木推進委員さん、この●●●●●さんというのは息子さんですか。

5番大木一男推進委員

息子さんです。

議 長

その他、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定に

については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号受付番号第26号について、確認担当委員に報告を求めた。

3番長田信夫推進委員

議案第6号受付番号第26号につきまして、7月14日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても同日に確認いたしましたが無題はなく、また、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われれます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番天倉光喜農業委員

議案第6号受付番号第26号につきまして、只今長田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、長田推進委員と同様に、現地についても7月14日に確認いたしましたが無題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われれます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 利用状況調査（遊休農地調査）について

二点目 参考資料の配布について

三点目 次回の農業委員会総会は、8月15日（月）に役場2階会議室で行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和4年7月15日 午後2時33分